



## 組合趣旨説明

本日は労働協約改訂要求（国労西日本申第1・2号）を8月5日西日本本社に申し入れ、8月19日労働協約改訂交渉を行い、冒頭に大北書記長が趣旨説明をおこなった。

回目の交渉にあたり、ひとと申しく述べる。

今もなお広がり続ける新型コロナウイルス感染症の影響によ

り、会社経営は危機的・深刻な状況である。会社は一時帰休の導入やグループ外出向、超勤の削減や様々なコスト削減などを

おこない、資金調達をおこなっているが、それを理由に職場では悪戯に危機感を煽られ、働く社員はモチベーションの低下や雇用・労働不安、将来展望も見えない中で業務を遂行しているのが現状である。

我々は労働組合として、JRグループ会社で働くすべての労働者の雇用と労働条件を守り、安全・安心な鉄道輸送を確保することが最大の任務であると共に

0%賃金補償となつたが、エッセンシャルワーカーとして働く我々は通勤時等での感染リスク

に、安心して働く環境の確保が重要である。そこで、労使関係部分の改正と労働条件部分（2020年9月15日締結）の改正の第1

回目の交渉にあたり、ひとと申しく述べる。

今もなお広がり続ける新型コロナウイルス感染症の影響により、会社経営は危機的・深刻な状況である。会社は一時帰休の導入やグループ外出向、超勤の削減や様々なコスト削減などを

おこない、資金調達をおこなつ

ているが、それを理由に職場で

は悪戯に危機感を煽られ、働く

社員はモチベーションの低下や

雇用・労働不安、将来展望も見

えない中で業務を遂行している

のが現状である。

我々は労働組合として、JR

グループ会社で働くすべての労

働者の雇用と労働条件を守り、

安全・安心な鉄道輸送を確保す

ることが最大の任務であると共

に、安心して働く環境の確保

が重要であると想定している。

そこで、労使関係部分の改

正と労働条件部分の改

正の実施を行なうことを

決定した。

そこで、労使関係部分の改

正と労働条件部分の改

# 安全を守る 職場風土へ 変える先頭に

ついては変わるものではないが  
コロナ収束後、以前のご利用を  
準に戻らなくても当社グループ  
が持続的に成長していけるよう  
に引き続き厳しい口上となるが  
労使双方が当社を取り巻く今の  
状況を踏まえた上で建設的な議  
論を進めていきたい。  
社長からの4つの基本方針と  
して掲げさせて頂いた、これに  
して進めていきたい。

(第1面より)  
に引き続き厳しい口上となるが  
労使双方が当社を取り巻く今の  
状況を踏まえた上で建設的な議  
論を進めていきたい。  
社長からの4つの基本方針と  
して掲げさせて頂いた、これに  
して進めていきたい。

## 労使関係部分

1. 第1条（協約の目的）全文を、「この協約は、安全を基盤として企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的とする。」に改めること。
2. 第9条（専従者の選任）については、全文を削除し、「第9条組合の専従者数については協議して決める。」
3. 専従及び専従解除については、組合が会社に届け出る。」
4. 第17条（掲示内容）1項

# 労働協約改訂要求

## 労働条件部分

1. 第1条（勤務改善等に関する要求）特休・公休は2カ月前に発表し、前月の25日午前中までに指定すること。
2. 第48条（争議の予告）については、「…また、争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその72時間前までに文書を持って会社に通知すること。
3. 第49条（争議行為に伴う遵守事項）については、(2)号中の「…なお、2つ以上の旅客会社にまたがって運行される列車については、紛争当事会社以外の会社において列車の運行に支障を出さないような措置がとられるまで、争議行為の対象としない。」の部分を削除すること。

1. 第1条（勤務改善等に関する要求）現地までの往復時間を労働時間とすること。
2. 第21条（訓練）を以下のように改正すること。
  - (1) 出向の人選にあたっては、公募を原則とし本人の同意を得ること。
  - (2) 出向については、計画及び必要性等協議事項とすること。
3. 第19条（第48条（争議の予告））については、「…また、争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその72時間前までに文書を持って会社に通知すること。
4. 第24条（MD及びSDとなつた場合、d勤務）については、「…また、地上職の訓練・教育等については、1日の変形7時間により一定期間経過後、再受検可能とすること。

1. 第21条（訓練）を以下のように改正すること。
  - (1) 出向の人選にあたっては、公募を原則とし本人の同意を得ること。
  - (2) 出向については、計画及び必要性等協議事項とすること。
2. 第24条（MD及びSDとなつた場合、d勤務）については、「…また、地上職の訓練・教育等については、1日の変形7時間により一定期間経過後、再受検可能とすること。

### IV. 転勤の基準は以下のとおりとすること。

1. 転勤にあたっては、家庭環境に充分配慮して行い、転勤り健全で安定した労使関係の構築、さらには社員とその家族の幸福の増進に向けて円滑な解決を図つて参りたい。

### V. 再雇用制度等の取扱いに関する要求

1. 年金支給開始年齢まで安心して働き続けられる環境を整え、定年年齢を65歳とすること。65歳以上については、働き続けられる環境を早急に整備すること。

### VI. 勤務形態（ハーフ勤務等）、業務内容、勤務箇所等についての要請

1. 「会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。

### VII. 契約社員制度についての要請

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### VIII. 其他

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### IX. 新昇進・賃金制度に関する

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### X. 新昇進・賃金制度に関する

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XI. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XIII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XIV. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XV. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XVI. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XVII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XVIII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XIX. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XX. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXI. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXIII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXIV. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXV. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXVI. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXVII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXVIII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXIX. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXX. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXXI. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXXII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXXIII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXXIV. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXXV. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXXVI. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXXVII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXXVIII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XXXIX. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XL. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XLI. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XLII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  2. 特別警報や避難指示等、気象庁が注意を呼びかける地域において、非常呼び出しは行われないようにすること。

### XLIII. その他の要求

1. 「その他」の要求
  1. 会社側の口頭表明として定年延長、昇進賃金制度等、検討を開始する」としているが、現時点での検討状況を明らかにすること。
  - 2.